

学生と共創する広報活動 要項

制定 2023年11月17日

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪公立大学（以下「本学」という。）における学生と共創する広報活動（以下「本活動」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本活動は、本学の広報活動に関する企画・運営の一部に学生視点のアイデアを反映させることで、若い世代に本学に親しみを持ってもらい企画を立案・実施し、本学の魅力の発信拡大に資する情報発信を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 構成員（以下、「メンバー」という。）となる資格は、公立大学法人大阪の職員（以下、「メンバー職員」という。）、大阪公立大学および大阪市立大学、大阪府立大学、大阪公立大学工業高等専門学校（以下、メンバー学生）とする。

第4条 メンバーを辞任する際は、メンバー職員に申し出ることとする。

(活動内容)

第5条 メンバーは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 学生視点のアイデアを活かした SNS 等の各種特設媒体の企画・運営
- (2) 月1回程度の全体ミーティング（対面またはオンライン）
- (3) その他、本活動に係る企画・立案・運営

(選考)

第6条 メンバーは学内掲示版等で公募し、次の各号に定める選考過程により任命する。

- (1) メンバー職員は、既存のメンバー職員及び広報課長または広報課長代理による面接等によって選考を行い、広報課長が任命する。
- (2) メンバー学生は、既存のメンバー職員による面接等によって選考を行い、広報課長が任命する。

(任期)

第7条 メンバーの任期は、任命の日から当該年度末までとする。ただし、次の各号に該当する場合を除き、本学に在籍中は毎年度更新されるものとする。

- (1) 本人より辞任の申出があった場合
- (2) メンバー職員が、不適任であると判断した場合

(教育的配慮)

第8条 メンバー職員は、メンバー学生が受ける授業及び研究指導等に支障が生じないよう配慮しなければならない。

(誓約)

第9条 メンバーとして活動するにあたり、本活動で知り得た本学の情報ならびに個人情報等を部外者に漏らさないこと、並びに本学の名誉や信用を傷つけ、又は本学の諸規則等に違背するような行為をしないことを誓約するため、事前に誓約書を広報課長に提出するものとする。

(予算)

第10条 本活動に関する費用は公立大学法人大阪 事務局企画部広報課予算より支出する。

(処遇)

第11条 本活動については、原則無報酬とする。ただし、広報課長が必要と認めた場合は、必要な経費を支給することができるものとする。

(事務)

第12条 本活動に係る事務は、事務局企画部広報課において処理する。

(規約の変更)

第13条 規約の変更については、広報担当理事の承認を必要とする。

(規約の廃止)

第14条 規約の廃止については広報担当理事の承認を必要とする。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、本活動に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

この要項は、2023年11月17日から施行する。